

平成30年度

中山間地域等直接支払制度の実施状況

令和元年6月

農林水産部農山漁村づくり課

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域等の農用地の有する公益的機能を維持・増進するため、平地農業との生産条件格差額を交付金として直接耕作者に交付し、耕作放棄の未然防止を図る施策として、平成 12 年度から取り組まれている制度です。平成 12 年度から平成 16 年度までを第 1 期対策、平成 17 年度から平成 21 年度までを第 2 期対策、平成 22 年度から平成 26 年度までを第 3 期対策として取組がなされ、現在は第 4 期となっています。

現在までの取組実績は、以下のとおりであり、本制度の実施によって、1,728ha の農用地の適正管理と集落の景観整備等の共同活動の促進が図られています。

○中山間地域等直接支払制度取組実績

1 実施市町村数

集落協定を締結するうえでの指針となる「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」の策定の状況は、平成 31 年 3 月末時点で 17 市町であり、そのすべての市町で交付金が交付されました。

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
制度対象 市町村数	20	20	21	21	21	21
促進計画策定市町村数 (H26 までは基本方針)	15	15	17	16	17	17
交付市町村数	15	15	16	16	17	17

2 集落協定数

(1) 協定締結数

平成 30 年度の協定数は、219 協定でした。(集落協定 218、個別協定 1)。なお、協定締結数が最も多いのは伊賀市の 65 協定で、次いで津市の 26 協定、松阪市の 23 協定でした。

		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
締結集落 協定数		230	230	213	216	219	219	
内 訳	集 落 協 定	体制整備 単価	143	143	164	167	167	167
		基礎単価 (8割)	87	87	49	49	51	51
	個別協定		0	0	0	0	1	1
	加算措置		0	0	12	12	13	12
体制整備単価 実施率(%)		62	62	77	77	77	77	
参加農家数		4,681	4,663	4,431	4,441	4,513	4,543	

平成30年度の交付市町と協定締結数

市町村名	協定締結数	協定参加農家数	協定締結面積 (㎡)	交付金額 (円)
いなべ市	17	863	1,936,288	28,504,474
鈴鹿市	1*	1	214,268	1,714,144
亀山市	13	199	885,533	14,544,436
菰野町	2	19	192,175	2,327,683
津市	26	397	1,728,517	36,298,857
松阪市	23	348	813,043	16,126,892
多気町	5	136	320,836	6,572,043
大台町	21	407	1,065,158	16,667,146
大紀町	14	207	780,251	12,872,983
南伊勢町	1	53	526,626	7,948,353
伊賀市	65	1,553	7,390,644	111,556,728
名張市	15	204	711,804	13,458,866
尾鷲市	1	12	177,054	1,822,420
紀北町	1	10	51,063	469,779
熊野市	8	89	298,449	4,134,393
御浜町	3	12	90,736	1,017,079
紀宝町	3	33	99,973	2,399,535
総計	219	4,543	17,282,418	278,435,811

\*・・・鈴鹿市は個別協定

(2) 協定の廃止及び新規締結の状況

平成27年度(第4期への移行時)は、平成26年度(第3期最終年度)の協定締結集落230集落のうち、33協定が協定を廃止しました。主な要因は、「高齢化の進展・担い手不足で今後続ける自信がない」などの理由が挙げられます。

そのような中、「集落戦略」を作成することで農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が全ての協定農地から耕作放棄された農地のみ緩和されました。その結果平成30年度は菰野町と松阪市で新たに1協定が締結されました。また、集落協定の広域化に取り組んだ南伊勢町では、3協定が1つの協定になりました。

### 3 協定締結面積

#### (1) 協定締結面積

平成30年度の協定締結面積は17,282,418 m<sup>2</sup> (1,728ha) となり、29年度に比べ約22ha増加しました。体制整備単価への取組は29年度に比べ約23 ha 増、加算措置への取組は29年度に比べ約53 ha 増加しました。  
(単位: m<sup>2</sup>)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
協定締結面積		16,952,149	16,972,240	16,418,616	16,733,099	17,061,153	17,282,418
内訳	体制整備単価	10,098,395	10,119,967	13,704,514	14,044,563	14,305,274	14,539,917
	基礎単価(8割)	6,853,754	6,852,273	2,714,102	2,688,536	2,755,879	2,742,501
	加算措置	0	523,076	523,076	523,076	532,067	1,058,122
体制整備単価実施率(%)		59	60	83	84	84	84

#### (2) 地目別の協定締結面積

平成30年度締結面積の地目別割合は、田の急傾斜農用地が最も高く、63%となっています。このほか、田の緩傾斜農用地が32%、畑の急傾斜農用地が5%、畑の緩傾斜農用地が1%未満でした。  
(単位: ha)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	全体に占める割合(30年度)
通常	田 急傾斜	670	670	659	681	687	693	
	田 緩傾斜	327	327	295	293	302	302	
	畑 急傾斜	107	107	83	83	82	82	
	畑 緩傾斜	1	1	0	1	1	1	
特認	田 急傾斜	420	419	393	394	394	392	
	田 緩傾斜	167	169	209	220	238	255	
	畑 急傾斜	2	2	2	2	2	2	
	畑 緩傾斜	1	2	1	1	1	1	
計	田 急傾斜	1,090	1,089	1,049	1,052	1,081	1,085	63%
	田 緩傾斜	494	496	425	504	539	557	32%
	計	1,584	1,585	1,584	1,556	1,620	1,642	95%
	畑 急傾斜	109	109	109	85	84	84	5%
	畑 緩傾斜	2	3	2	1	1	2	1%未満
	計	111	112	111	86	86	86	5%
全体計		1,695	1,697	1,642	1,673	1,706	1,728	

#### 4 交付金額

##### (1) 交付金額

平成 30 年度の協定締結集落への交付金総額は 278,436 千円となりました。(一協定あたり 1,271 千円、一戸あたり 61 千円)。(単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
交付金額	259,733	259,789	266,771	271,088	274,302	278,436
一協定平均	1,129	1,130	1,252	1,255	1,253	1,271
一戸平均	55	56	60	61	61	61

##### (2) 交付金の配分状況

平成 30 年度の交付金の配分状況については、共同取組活動に 47%、130,577 千円でした。

条件不利地における農業者等への適切な格差是正のため、交付金の交付額のおおむね 1/2 以上を個人配分に充てることが原則となりました。

(単位：千円)

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
共同取組分	161,927	159,528	143,816	136,976	129,545	130,577
充当率%	62	61	54	51	47	47
個人配分分	97,806	100,261	122,955	134,112	144,757	145,893
充当率%	38	39	46	49	53	53

#### 5 集落協定の活動内容

平成 30 年度の 219 協定における活動内容は下記のとおりでした。

##### (1) 農業生産活動として取り組む事項

取組内容	実施協定数
1 耕作放棄の防止等の活動	—
① 賃借権設定・農作業の委託	57
② 既荒廃農用地の復旧	0
③ 既荒廃農用地の林地化	0
④ 既荒廃農用地の保全管理	10
⑤ 農地の法面管理	161
⑥ 鳥獣害対策として柵等の設置	180
⑦ 限界的農地の林地化	0
⑧ 簡易な基盤整備	24
⑨ 担い手の確保	9
⑩ 地場農産物の加工・販売	2
⑪ 土地改良事業	1
⑫ 自然災害を受けている農用地の復旧	1
⑬ 地目変換	0
⑭ その他	8
2 水路、農道等の管理活動	—
① 水路の管理	218
② 農道の管理	209
③ その他の施設の管理	5

(2) 多面的機能を増進する活動

多面的機能を維持する活動では、周辺隣地の下草刈りや、景観作物の作付けに多く取り組まれていました。

取組内容	実施協定数
1 国土保全機能を高める取組	—
① 周辺林地の下草刈	147
② 土壌流亡に配慮した営農	7
2 保健休養機能を高める取組	—
③ 棚田オーナー制度	2
④ 市民農園等の開設・運営	1
⑤ 体験民宿（グリーン・ツーリズム）	0
⑥ 景観作物の作付け	71
3 自然生態系の保全に資する取組	—
⑦ 魚類・昆虫類の保護	2
⑧ 鳥類の餌場の確保	9
⑨ 粗放的畜産	0
⑩ 堆きゅう肥の施肥	1
⑪ 拮抗作物の利用	0
⑫ 合鴨・鯉の利用	0
⑬ 輪作の徹底	0
⑭ 緑肥作物の作付け	3
⑮ その他	4

(3) 体制整備のための活動

219 協定（全協定）で下表の体制整備に取り組んでいます。集団的かつ持続的な体制整備に取り組み、農業の継続が困難となる農地が生じた場合に誰がどのように管理するのかを決めた協定が 194 で、最も多くなっています。

取組内容	実施協定数
① 機械・農作業の共同化等営農組織の育成	15
② 高付加価値型農業	8
③ 農業生産条件の強化	17
④ 担い手への農地集積	19
⑤ 担い手への農作業の委託	11
⑥ 新規就農者等による農業生産	3
⑦ 地場産農産物等の加工・販売	3
⑧ 消費・出資の呼び込み	0
⑨ 共同で支え合う集団的かつ持続的な体制整備	194
⑩ その他	5